

天満中学校版 学校安心ルール

1. 登下校について

(1) 登校について

1 登校時間は原則8:00以降です。[行事や、部活動の練習など指示がある場合は除きます。]

2 8:25 に着席できるように登校する。8:30以降は遅刻です。

【8:25～8:30-予鈴遅刻】 →指導を受けてから、入室する。

【8:30 以降-本鈴遅刻】 →職員室に寄り、先生に登校カードを記入してもらってから、入室する。

3 集会のある日(全校集会・学年集会)は、8:20に体育館などに集合、整列できるように登校する。

4 欠席、遅刻の場合は、8:25 までに保護者に学校へ連絡してもらう。連絡がない場合は、保護者に連絡を取ります。

→やむを得ない理由がなく予鈴遅刻、本鈴遅刻を繰り返す場合は、保護者に連絡します。

(2) 登校後について

1 学習環境を整える。机、教科書の整理、荷物等の整頓、授業の準備を行う。

2 登校後は無断で外出することはできない。

→許可なく学校外へ出た場合、指導して保護者に連絡します。保護者に来校をしていただき、下校させることもあります。

※やむなく外出する必要がある場合(通院や家庭事情等)は、保護者連絡のもと、担任および学年の先生の許可をもらい、戻ったら担任および学年の先生に連絡します。

3 早退については、特別な事情がある場合(事前に保護者から連絡がある場合や体調不良など健康上の理由)を除いては認めない。早退の連絡については、電話連絡か生徒手帳による連絡で保護者が担任の先生に直接行う。

(3) 下校について

生徒は授業が終わったら、速やかに下校する。それ以降は部活動の顧問の先生や担任の先生の指示に従う。

(4) 再登校について

懇談、部活動、課題の提出等で学校に再登校するときも、以下に示す登下校時の注意を守ること。

(5) 登下校時の注意

1 登校、再登校のときは、標準服を着てくること。

部活動での再登校や休業日(土日祝日・長期休業)の部活動時は、部活動で認められた服装でもよい。

2 交通ルール・マナーを守り、他の人の迷惑になるような行為はしない。信号を守り、車道の歩行をしない。通行人の妨げにならぬよう横に広がった歩行をしない。

3 寄り道、路上での長話はせず、速やかに下校する。

→著しくマナーが悪い場合は、指導して保護者に連絡します。

4 次に挙げることを禁止する。

- ・寄り道(お店、友人宅、公園、道路でのたむろ)

→著しく逸脱する場合、指導して保護者に連絡します。

- ・買い食い・飲食(アメ、ガムなどのお菓子も含む)

→違反した場合、指導して保護者に連絡します。

- ・自転車通学、迷惑駐輪。

→許可なく自転車通学をしていることを発見した場合、もしくは、迷惑駐輪(地域のマンションや住宅から迷惑駐輪の連絡があります)をしている場合は、保護者に引き取りに来てもらいます。

※特別な理由がある時は、保護者に生徒手帳に記入してもらい、担任の先生に提出します。自転車に乗って来たときは、駐輪場にとめます。

5 不審者による被害に遭わないために、以下のことに気をつけること。

- ・できるだけ明るく人通りの多い道を登下校に使う。

- ・家が同じ方向の人と複数で帰るようにする。

- ・見知らぬ人に学校名や名前を聞かれても答えない。

- ・不審者に遭遇した場合は、近くの人に助けを求めるか、その場から避難し、近くのお店に助けを求める。
また、学校と家の距離を比べたときに学校が近ければ、学校へ来る。

- ・何かの被害にあった場合(声掛け、付きまとい、接触など)、必ず保護者に相談すること。また、学校の先生(担任の先生など)にも相談する。

2. 学校生活について

(1) 授業について

1 授業準備

- ・忘れ物をしないように前日に準備する。提出物は、期日を守って提出する。

- ・休み時間中に次の授業準備をしておく。

(必要なものを机の上に用意し、不必要なものはしまう)

- ・チャイムで授業が始められるように心がける。担当の先生が来られるのを静かに待つ。

- ・移動がある場合は、授業開始のチャイムまでに完了する。

→授業開始のチャイムで入室、着席ができていなければ、授業遅刻として指導します。また、繰り返し授業遅刻をする場合は、指導して保護者に連絡します。

2 授業中について

- ・体調が悪くなったときは、速やかに担当の先生に申し出る。

- ・トイレは休み時間に済ませておく。どうしても行きたくなった場合は担当の先生に申し出る。

- ・その他、授業中は先生の指示に従い、授業に取り組む。

→授業態度が悪い場合、改善に向けて指導します。また、その後に改善が見られなかった場合や授業の進行に支障が出るような著しい問題行動があった場合は、個別指導を行い、保護者に連絡します。

(2) 休み時間・昼休みについて

1 トイレと水分補給

- ・トイレは休み時間中に済ませておく。トイレは教室がある校舎・階を使用する。
- ・お茶、水、スポーツドリンクを飲んでもかまわない。ウォータークーラーへ行く時は、授業に遅れないようにする。

2 休み時間中

- ・他学年の階には行かない。また、他クラスの教室に入らない。やむをえない事情がある場合は、先生の許可をもらう。(移動教室、更衣などは除く)

3 昼休みの学級用ボール貸し出しのルール

- ・ボールの使用場所はグラウンドのみとする。
- ・予鈴がなったら、すぐに遊ぶのをやめて、ボールを返却しに来る。

① 使用時間 昼休み 13:10～13:30 短縮 12:50～13:10

② 使用上の注意

- ・ボールを蹴らない。
- ・校舎に向かってボールを投げない。
- ・校舎内でボールを使用しない。
- ・校舎付近でのボールの使用はつつしむ。
- ・雨天または運動場がぬかるんでいる時は、ボールは使用できない。
- ・他のクラスのボールを勝手に使わない。
- ・予鈴が鳴ったら必ず元の場所に借りた人が返す。
- ・使用規則を守れない場合は、貸し出しを一定期間中止する。
- ・昼休みは予鈴で教室に戻る。

(3) 昼食について

1 昼食時間(12:40～13:10・短縮時 12:20～12:50)は着席しておく。速やかに準備をし、昼食時間が終わるまで教室から出ない。

2 給食のない日で、必要な場合

- ・持参したお弁当、コンビニなどで購入したパンや弁当とする。
- ・インスタントラーメンやファストフードは認めない。
- ・ゴミ処理の問題から、昼食時のゴミは全て各自で持ち帰る。
- ・ビンやカン、紙パック類を校内に持ちこんではいけない。

(4) 職員室

1 入室するときは「失礼します。〇年△組の〇〇〇です。△△先生お願いします。」(部活動の用事の場合は「失礼します。〇〇部△年の〇〇です。△△先生お願いします。」)退室するときは「失礼しました。」と大きな声であいさつする。

2 入室するときは、カバンを置く。

3 職員室内や職員室前の廊下では、大きな声で騒いだりしない。

3.服装について

服装は自分が天満中学校の生徒の一員であることを証明するものでもあります。標準服にファッション性を求めるのではなく、正しく着用することで基本的な身だしなみを自分のものとしてください。

(1) 学生服について

- 1 本校の標準服を着用する。変形は認めない。→違反の服装で登校した場合、正しい服装に着替えるために帰宅させることもあります。また、正規のものがなければ、学校で貸し出すこともあります。違反の服は預かり、保護者と処分の方法を相談します。
- 2 名札は、標準服に必ずつける。
→名札を忘れたとき、注文中などの場合は、学校で仮名札を貸し出します。名札をなくした場合は、すぐに購入してもらいます。
- 3 ベルトは、黒・紺・茶系の無地(金具や飾りのないもの)で、華美でないものを着用する。
→違反の服装で登校した場合、学校で貸し出すこともあります。
- 4 スカートは、ひざがかくれる程度の長さとする。

(2) 冬服について

- 1 ブレザーを着用する。
- 2 ボタンは学校指定のものをつけ、すべてとめる。
- 3 上着の下には、白色無地のポロシャツを着る。(下に白色・ベージュ無地のＴシャツ、肌着を着用)
- 4 標準服の下に黒・紺色無地のセーター・ベストを着用してもよい。
- 5 上着を脱いで、セーターなどの状態にいることは禁止とする。

(3) 夏服について 白色無地の半袖ポロシャツを着用すること。(胸ポケットのあるもの)

(4) 肌着について 白色・ベージュ無地のＴシャツ、肌着を着用すること。

(5) 靴について

- 1 ひもの運動靴。ベースの色は基準色とする。(基準色…白、黒、紺、グレー)
- 2 紐やメーカーのロゴは基準色以外も可。
- 3 ブランド物やプレミアものなど高価なもの、キャラクターものはなし。
- 4 ミドルカット、ハイカットでないもの。(くるぶしのかくれる長さのものは認めない。)
→違反の靴の場合は、貸し出します。

(6) 靴下について

- 1 白か黒の無地のもの。ライン・ワンポイントは認めない。
- 2 長さは、膝下程度からくるぶしのかくれる長さのもの。
- 3 ルーズソックスは認めない。
→違反した場合は、購入です。くりかえす場合は、保護者に連絡する場合があります。

(7) 防寒着について

- 1 防寒着は、登下校時のみ本校指定のものを着用してよい。
- 2 手袋、マフラー、ネックウォーマーは登下校時のみ着用してもよい。

3 タイツの着用については以下のように定める。

- i) 色は、黒またはベージュとする。
- ii) 透けないものを着用し、タイツの上から必ず靴下を着用すること。
- iii) トレンカやレギンスは禁止とする。
- iv) 安全面を考慮し、体育の授業時は、タイツを脱ぐこととする。

(8) 装飾品について

- 1 ピアス、リング、カラーコンタクト、ネックレス、ミサンガ、指輪、時計などはつけてこない。
→つけてきた場合、装飾品を預かり保護者に直接返却します。
- 2 腕には、ブレスレットやヘアゴム等何もつけない。

4.頭髪等について

(1) 清潔で学習活動がしやすい髪型にすること。

- 1 染色・脱色・パーマなど化学薬品を使用した頭髪や、整髪料を使用しない。
- 2 前髪は目にかからないようにすること。
- 3 髪が肩にかかる場合は、ゴム(黒・紺・茶)で束ねること。
- 4 ヘアピン(黒・紺)を使用する場合、必要以上に使用しないこと。
- 5 ヘアバンドやリボンを使用しないこと。

(2) まゆ毛をそってはいけない。

(3) 化粧、マニキュア、カラーコンタクト、アイプチなどをしてきてはいけない。

→上記に違反をした場合、その場で直せるものは、その場で直すように指導します。

5.持ち物について

すべての持ち物に必ず名前を記入する。教室に置いておくことを許可されているもの以外は、すべて持って帰る。学校生活に不要なものは持ってこない。

(1) 生徒手帳について

- 1 常に携帯しておく。生徒手帳は身分を証明する大切なものであることを自覚する。
- 2 事前に分かっている欠席、遅刻、早退、自転車通学、体育の見学などがあるときは、保護者に生徒手帳の各届欄に記入、捺印してもらう。
- 3 手帳への落書き、プリクラ、シールなどを貼ったりしてはいけない。
- 4 紛失した場合は、担任の先生に速やかに申し出て、再発行してもらうこと。

(2) 通学カバンについて

- 1 学校指定の正カバンで登校する。荷物が正カバンに入りきらないときは、サブバッグを使用する。正カバン、サブバッグに入りきらない場合、その他の袋も認める。
(部活動で指定のバッグがある場合は、活動時に限りサブバッグの代用可)
- 2 式典の日やテストなど、サブバッグで登校してもよい場合はサブバッグを使用する。また、土日などの休業日や長期休業中の部活動のときは、サブバッグの代わりに部活動指定のカバンを使用してもよい。

3 カバンの変形は禁止。キーホルダー、シール、ワッペン、落書きなどをしてはいけない。ただし防犯ブザーはカバンにつけてよい。

→違反をした場合、その場で直せるものは、その場で直すように指導します。また、正規のものがなければ、学校で貸し出すこともあります。

(3) 水筒について

中身はお茶、水、スポーツドリンク。

(4) 不要物について

1 学校生活に必要なもの、絶対に持ってこない。

携帯電話・スマートフォン・マンガや雑誌・ゲーム機・お菓子やジュース・トランプやカードゲーム・高価なもの・必要のないお金・刃物・ライター・化粧品・制汗剤(スプレー)・香りつき、または色つきのリップクリーム・自転車・違反の服装、装飾品・その他学習に必要なもの

→不要物を持ってきた場合、指導して保護者に連絡します。不要物は学校で預かり、保護者に直接返します。

6.その他

(1) 校内美化について

1 公共物は大切に使い、壊したり、落書きしたりしない。

→その場で直せるものは、直すように指導し、保護者に連絡します。また、弁償をしてもらうこともあります。

2 紙くずなどのゴミをださないように心がけ、ゴミは必ずゴミ箱に捨てる。配布物やテスト、授業時配られたプリントを学校で捨てない。

3 校内にたくさんある植物を大切にする。

ここに挙げた他に、重度の問題行動(万引きや無免許運転、飲酒、喫煙等法律に違反するようなこと)については、警察やこども相談センターなどの関係諸機関と連携し、状況によっては、個別指導教室を活用した指導を行います。